

遺産分割協議の方法等

遺産分割協議の方法

1 現物分割

たとえば、「土地・建物は長男」、「甲銀行の預金は次男」、「乙銀行の預金は長女」、「農地は次女」というように、現物をそのまま分ける方法。

各自の相続割合や相続内容が不公平になりやすく、分割協議が難航する場合があるので、あらかじめ遺言で相続財産を指定しておくか、他の分割方法を併用し、調整を図ることが望ましい。

2 代償分割

相続財産が、分割に適さない不動産などの場合に、相続人の1人が自分の相続分を超えて相続した場合、超えて相続した分について、他の相続人に自分の財産の中から金銭（代償金）を支払うことにより調整を図る方法。

代償金を支払える資力がないと、現実的には難しい。

(例) 相続財産 : 6千万円の土地・建物、現金2千万円
相続人 : 長男、次男の2人

長男が6千万円の土地・家屋を、次男が現金2千万円を相続
法定相続分は各々4千万円ずつなので、長男が自分の財産の
中から差額の2千万円を代償金として現金で次男に支払う。

3 代物分割

上記2の例のようなケースにおいて、相続分を超えて相続した者が、自分の財産の中から不動産や株式等の現物を、他の相続人に譲渡することにより調整する方法。

4 換価分割

不動産、有価証券などを売却することにより現金化して分割する方法。
法定相続分どおりに相続しようとする場合などに、よく行われる。

5 共有分割

相続財産が、不動産など分割に適さない財産である場合に、相続人の共有という形で相続する方法。

共有者全員の合意がなければ売却も有効活用もできないので、特に、兄弟姉妹で共有した場合など、後になってトラブルがおきやすい。

遺産分割協議書の作成

遺言書がない場合などは、相続人全員で遺産分割について話し合い（遺産分割協議）、その内容を文書にまとめておく必要があります（遺産分割協議書）。

この遺産分割協議書は、相続人全員の合意が得られたということを証して、後日トラブルが起こるのを防ぐためのものである。預貯金などの名義変更、不動産の相続登記、相続税の申告などの際にも必要である。

1 遺産分割協議書作成の注意点

- (1) 遺産分割協議は、必ず、相続人全員で行うこと。
(必ずしも、一堂に会して話し合う必要はなく、全員が合意している内容の協議書を、郵送等の持ち回りで署名・押印する、という形をとっても可。)
- (2) 「誰が」「どの財産を」「どれだけ取得するか」を明確に記載すること。
- (3) 後日発見された遺産(借金が出てくる場合もある)はどのように分配するかを決めておく。
(万一、記載もれがあっても、改めて協議書を作成する手間が省ける。)
- (4) 不動産の表示は、所在地や面積など、登記簿どおりに記載すること。
- (5) 預貯金などは、銀行名、口座番号なども細かく記載すること。
- (6) 住所、氏名は、住民票、印鑑証明書どおりに記載すること。
- (7) 実印で押印し、印鑑証明書を添付すること。
- (8) 協議書が数ページにわたる場合は割印をすること。
- (9) 協議書の部数は、相続人の人数分、及び、金融機関等への提出部数分(要確認)を作成すること。
- (10) 相続人が未成年の場合は、法定代理人(通常は親権者)が遺産分割協議に参加する。
- (11) 法定代理人も相続人である場合は、互いに利益が対立することになるため、家庭裁判所に特別代理人の選任申立を行うこと。
(未成年者である相続人が複数いる場合は、それぞれ別の特別代理人が必要。)
- (12) 相続人に胎児がいる場合は、胎児が生まれてから作成する。

2 遺産分割協議がうまくいかない場合

なかなか話し合いがまとまらないとなると、相続税の申告・納付期限(相続開始の翌日から10ヶ月以内)に間に合わなくなるなど、不利益が生じてきます。

その場合、家庭裁判所に分割の請求をして、「調停」又は「審判」の手続きにより分割してもらおうほかありません。

- (1) 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に、遺産分割の調停を申し立てる。

この『調停』の場合、第三者(調停委員)が間にはいり、非公開で話し合いが行われる。

話し合いが成立すると、その合意内容が『調停証書』に作成される。
(調停証書は裁判の判決と同様の効力を持つ。)

- (2) 調停によっても話し合いがまとまらなかった場合、『調停不成立』となり、審判手続きに移行する。

この『審判』の場合、相続人間の実質的公平を図るため、遺産の種類や性質、各相続人の年齢・職業・心身の状態・生活の状況、その他一切の事情を考慮して、遺産を分割する審判手続き(非公開)が行われる。

審判が確定すると、裁判の判決と同様の効力がある。

審判に不服があれば、さらに不服申立てをすることができる。